

○厚生労働省訓第 3 9 号

(部内一般)

総合労働相談員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 9 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

総合労働相談員規程の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

この訓令は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

総合労働相談員規程の一部を改正する訓令 新旧対照条文

○ 総合労働相談員規程（平成13年厚生労働省訓第109号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職務） 第3条 相談員は、都道府県労働局長の指示を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。 （1）～（4） （略） （5） 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）<u>第31条第1項及び第2項に定める事項に係る相談に関すること。</u> （6） 労働施策総合推進法<u>第36条第1項に規定する助言（労働施策総合推進法第33条第1項及び第2項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に関するものを除く。）</u>に関すること。 （7）・（8） （略）	（職務） 第3条 相談員は、都道府県労働局長の指示を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。 （1）～（4） （略） （5） 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）<u>第30条の2第1項及び第2項に定める事項に係る相談に関すること。</u> （6） 労働施策総合推進法<u>第30条の5第1項に規定する助言に関すること。</u> （7）・（8） （略）